

2026年 7月 30日

長野労働局長
木村 聡 殿

長野県長野市県町532-3

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、
光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会

委員長 山口 正



申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
E274 医療用機械器具・医療用品製造業		
E275 光学機械器具・レンズ製造業		
E281 電子デバイス製造業		
E282 電子部品製造業		
E283 記録メディア製造業		
E284 電子回路製造業		
E285 ユニット部品製造業		
E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		
E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		
E292 産業用電気機械器具製造業		
E293 民生用電気機械器具製造業		
E294 電球・電気照明器具製造業		
E295 電池製造業		
E296 電子応用装置製造業		
E297 電気計測器製造業		
E299 その他の電気機械器具製造業		
E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		



E302 映像・音響機械器具製造業		
E303 電子計算機・同附属装置製造業		
E323 時計・同部分品製造業		
E3297 眼鏡製造業（枠を含む）		
計	1, 3 2 2	6 7, 2 7 9

※上記労働者数から、適用除外労働者数を差し引いた適用労働者数 5 8, 9 0 7 名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記 2 の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第 1 5 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね 3 分の 1 以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額 1, 0 9 5 円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	20組合	11,592人
機関決定	37組合・事業所	10,107人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	57組合・事業所	21,699人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	労働者数
1	KOA労組	1,363人
2	長野FCLコンポーネント労組	208人
3	JVCケンウッド長野労組	131人
4	小諸村田製作所労組	323人
5	アズミ村田製作所労組	377人
6	ルビコン労組	367人
7	山洋電気労組	791人
8	山洋電気テクノサービス労組	590人
9	パナソニックグループ労連パナソニックオートモーティブシステムズ労組松本支部	316人
10	上田日本無線労組	225人
11	新光電気労組	2,472人
12	OKIネクステック労組小諸支部	87人
13	長野日本無線労組	637人
14	富士電機労組松本支部	1,353人
15	帝通労組赤穂支部	98人
16	富士電機メーター労働組合	215人
17	富士電機パワーセミコンダクタ労組飯山支部	134人
18	富士電機パワーセミコンダクタ労組大町支部	221人
19	日本無線労働組合	1,480人
20	OKIネクステック労組OKH支部	204人
計	20組合	11,592人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合・従業員会の労働者数

No.	労働組合・従業員会名	労働者数
1	矢嶋工業シートメタルBU労組	87人
2	サクラ精機労組	178人
3	TDK労組千曲川支部	90人
4	TDK労組浅間支部	468人
5	シチズン労組ミヨタ支部	435人
6	カワイ精密金属労組	85人
7	カイジョー労組松本支部	34人
8	シチズン労組飯田支部	206人

9	JAM多摩川精機労組	433人
10	JAM天竜丸澤労組	48人
11	ミクナスFE労組	54人
12	大和電機工業労組	299人
13	東京光電諏訪工場労組	4人
14	ホステック労組	22人
15	テクロック労組	2人
16	ミスズ工業労組	100人
17	高島産業労組	184人
18	小松精機工作所労組	235人
19	ライト光機製作所労組	120人
20	セリオテック労組	41人
21	SUWAオプトロニクス労組	34人
22	STG労組	376人
23	諏訪三社電機労組	96人
24	日星工業株式会社長野工場従業員会	39人
25	日星工業株式会社飯田工場従業員会	52人
26	長野計器労組	628人
27	GSユアサ安曇野労組	72人
28	セイコーエプソン労組	4,264人
29	シナノケンシ労組	653人
30	ミマキ電子部品労組	97人
31	長野愛知電機労組	90人
32	ニチコン大野労組安曇野	204人
33	三菱電機労組中津川支部（飯田分室）	100人
34	山洋電気テクノユニオン	84人
35	日通工エレクトロニクス労組	51人
36	ニチコン製箔労組	93人
37	笠原工業労働組合上田支部	49人
計	37組合・事業所	10,107人

(3) 改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所・企業名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(E28)

		1,000人以上		100~999人		10~99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	2,584円	100.0%	1,931円	74.7%	1,833円	70.9%
	女	2,037円	78.8%	1,491円	57.7%	1,363円	52.7%
電子部品・デバイス	男	2,745円	100.0%	2,001円	72.9%	1,753円	63.9%
	男 ~19歳	1,505円	54.8%	1,185円	43.2%	-	-
	男 20~24歳	1,632円	59.5%	1,212円	44.2%	1,043円	38.0%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
-の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2026年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2026年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
電子部品	9	13,373円	4.51%	14,450円	4.92%
電気機器	24	11,914円	4.10%	11,386円	4.09%
全産業	183	11,445円	4.08%	10,420円	3.83%
300人未満	102	9,576円	3.68%	8,683円	3.41%
300人以上	55	13,001円	4.29%	11,775円	4.14%
1000人以上	26	15,486円	4.94%	14,681円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2026年7月30日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	25年 最終妥結実績
電機・精密	21	12,787円	5,516人	14,667円	11,899円
製造業計	69	13,035円	15,484人	15,338円	11,627円
内300人以上	26	15,313円	11,134人	16,075円	13,897円
内100人以上	26	12,970円	3,669人	13,967円	12,489円
内99人以下	17	9,651円	681人	10,685円	8,681円

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電
子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、
眼鏡製造業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、電機連合長野地協、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は2002年12月5日とします。

2009年 3月19日 一部改正

2026年 7月 30日

長野労働局長
木村 聡 殿

長野市県町532-3

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会
委員長 齋藤 政彦

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

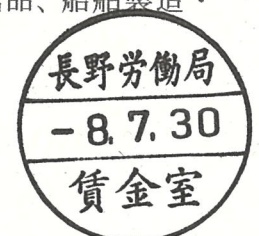
長野県において、はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
E252 ポンプ・圧縮機器製造業		
E253 一般産業用機械・装置製造業		
E259 その他のはん用機械・同部分品製造業		
E261 農業用機械製造業（農業用器具を除く）		
E262 建設機械・鉱山機械製造業		
E264 生活関連産業用機械製造業		
E265 基礎素材産業用機械製造業		
E266 金属加工機械製造業		
E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		
E269 その他の生産用機械・同部分品製造業		
E271 事務用機械器具製造業		
E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業		
E311 自動車・同附属品製造業		
E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業		
計	1, 728	54, 908

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者数48, 362名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金



3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業は長野県における主要産業であり、生産額・出荷額のみならず、雇用者数のウェイトが高く県内の賃金秩序に与える影響がきわめて大きいこと。
- (2) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金（時間額1,105円）の改正決定を求めるものである。
- (3) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会設置要綱

以 上

<添付書類>

総括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	8組合	3,026人
機関決定	51組合・事業所	16,298人
個別同意署名	0事業所	0人
合計	59組合・事業所	19,324人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	T P R 労組	508人
2	日立Astemo労組信越支部 東御ブロック	490人
3	日立Astemo上田労組	413人
4	I H I 回転機械エンジニアリング労組長野支部	213人
5	アート労組	636人
6	デンソーエアクール労組	470人
7	ニデックインスツルメンツ労組伊那支部	224人
8	ニデックインスツルメンツ労組茅野支部	72人
計	8組合	3,026人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	都筑製作所労組	341人
2	長野鍛工労組	18人
3	カヤバ労組長野支部	698人
4	松山労組	282人
5	シチズンマシナリーユニオン軽井沢支部	383人
6	ミネベアユニオン軽井沢支部	320人
7	サンコー労組	212人
8	H D S 労組	330人
9	H D S 労組HAD支部	45人
10	南安精工労組	6人
11	チューブフォーミング労組長野支部	12人
12	タカノ労組	453人
13	NTN労組長野支部	149人
14	キッツ労組伊那支部	300人
15	トーハツ労組	266人
16	NTN上伊那製作所労組	225人
17	日進精機労組	27人
18	タカモリ労組	6人
19	マルヤス機械労組	298人
20	エグロ労組	84人
21	キッツ労組メタルワークス支部	192人

22	キッツ労組マイクロフィルター支部	123人
23	キッツ労組茅野支部	333人
24	野村ユニソン労組	240人
25	シントク労組	22人
26	ニデックドライブテクノロジー労働組合上田支部	90人
27	ニデックプレシジョン労組塩尻支部	40人
28	JMITUカネテック支部	131人
29	コガネイ労組駒ヶ根支部	211人
30	ティービーエム労組	105人
31	天竜精機労組	28人
32	ニッパツフレックス労組	173人
33	東洋精機工業労組	114人
34	小松製作所労組	22人
35	長野精工労組	100人
36	三葉製作所労組	88人
37	樫山工業労組	462人
38	セイコーエプソン労組	5, 376人
39	高見沢サイバネティックス労組	144人
40	仁科工業労組	295人
41	IHIターボ労組	354人
42	IHIエアロマニュファクチャリング労組	250人
43	浅間技研労組	135人
44	城南製作所労組	309人
45	日本発条労組伊那支部	1, 359人
46	モモセボデー労組	12人
47	共栄社シバウラ労組	62人
48	鈴木労組	510人
49	横浜ゴム労組長野支部	233人
50	松本鉄工所労組	30人
51	長野電鉄労組	300人
計	51組合・事業所	16, 298人

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業においては、賃金構造基本統計調査で、規模・性間の格差が明確になっています。

本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 長野県製造業(E)、輸送用機器製造業(E31)

		1,000人以上		100～999人		10～99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
製造業	男	2,584円	100.0%	1,931円	74.7%	1,833円	70.9%
	女	2,037円	78.8%	1,491円	57.7%	1,363円	52.7%
輸送用機器	男	—	—	1,851円	100.0%	1,796円	97.0%
	男 20～24歳	—	—	1,103円	59.6%	1,221円	66.0%

比率欄の指数は、業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率。尚、輸送用機器については1,000人以上の労働者が極端に少なく、100～999人を100とした比率。

2. 2026年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表日:2026年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
一般機械	23	11,761円	4.14%	10,283円	3.62%
輸送用機器	16	15,173円	5.07%	13,351円	4.73%
全産業	183	11,445円	4.08%	10,420円	3.83%
300人未満	102	9,576円	3.68%	8,683円	3.41%
300人以上	55	13,001円	4.29%	11,775円	4.14%
1000人以上	26	15,486円	4.94%	14,681円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2026年7月30日現在、製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	24年 最終妥結実績
機械・自動車	24	14,772円	6,676人	17,323円	11,678円
製造業計	69	13,035円	15,484人	15,338円	11,627円
内300人以上	26	15,313円	11,134人	16,075円	13,897円
内100人以上	26	12,970円	3,669人	13,967円	12,489円
内99人以下	17	9,651円	681人	10,685円	8,681円

長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、
自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称を長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県におけるはん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は本委員会の主旨に賛同する関係産別組織及び関係単位労働組合及び日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、JAM甲信、自動車総連長野地協、基幹労連長野県本部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し、運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1990年 3月23日とします。

1997年	4月22日	一部改正
1999年10月	1日	一部改正
2000年10月	1日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2025年	6月25日	一部改正

2026年 7月 30日

長野労働局長
木村 聡 殿長野市県町532-3 県労働会館3F
長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会
委員長 岡 本 昌 也

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、「長野県各種商品小売業」の最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出る者が代表する基幹的労働者の範囲

長野県において、各種商品小売業を営む使用者に使用される労働者

産 業 分 類	使用者数	労働者数
I561 百貨店、総合スーパー		
I569 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)		
計	58	4,159

※上記労働者数から、適用除外労働者を差し引いた適用労働者2,816名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

長野県各種商品小売業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

- (1) 申出産業においては、同種の基幹的労働者について、賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金(時間額1,061円)の改正決定を求めるものである。
- (2) 申出産業における最低賃金改正の必要性について、別紙の疎明資料によって明らかにする。

5. 添付書類

- (1) 総括
- (2) 労働協約の写し
- (3) 最低賃金の金額改正を求める決議書
- (4) 申請代表者に対する委任書
- (5) 最低賃金改正の必要性にかかわる疎明資料
- (6) 長野県各種商品小売業最低賃金対策委員会設置要綱



以 上

<添付書類>

総 括

1. 合意の効力の及ぶ長野県における各種商品小売業の労働者の範囲

総括表

合意のケース	合意の効力の及ぶ範囲	
	組合・事業所数	労働者数
労働協約	2組合	2,588人
機関決定	2組合・事業所	1,604人
個別同意署名	0事業所	0人
合 計	4組合・事業所	4,192人

(1) 賃金の最低額に関する協定の適用を受ける労働者の内訳

No.	労働組合名	適用労働者数
1	イオンリテールワーカーズユニオン	2,088人
2	全ユニー労組	500人
計	2組合	2,588人

(2) 改正決定が必要であると決議した労働組合の組合員数

No.	労働組合名	組合員数
1	西友労組	(1,513人)
3	ニシザワ労組	91人
計	2組合・事業所	(1,604人)

※西友労組の適用事業所は一部が対象となるが、把握が出来ておらず全組織人数を記載

改正決定が必要であると署名した事業所・企業の労働者数

No.	事業所名	労働者数
1		0人
計	0事業所	0人

「長野県各種商品小売業最低賃金」の改正申出にかかわる疎明資料

長野県各種商品小売業においては、賃金構造基本統計調査で規模・性間格差が明確になっています。
本業種の公正競争を確保するためにも、基幹労働者に適用される本特定最低賃金を組織労働者の賃上げに見合って改正する必要があります。次のとおり資料を提出します。

記

1. 令和7年賃金構造基本統計調査(厚生労働省統計情報部編「賃金センサス」)より推計

(1) 卸売業・小売業(Ⅰ)、小売業(Ⅰ56～61)

		1,000人以上		100～999人		10～99人	
		時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率	時間あたり賃金	比率
卸売業 小売業	男	2,167円	100.0%	2,129円	98.2%	1,757円	81.1%
	女	1,610円	74.3%	1,489円	68.7%	1,334円	61.6%
小売業	男	1,937円	100.0%	2,085円	107.6%	1,675円	86.5%
	男 ～19歳	1,147円	59.2%	—	—	—	—
	男 20～24歳	1,640円	84.7%	1,366円	70.5%	1,211円	62.5%

比率欄の指数は、それぞれの業種規模1000人以上男性の時間あたり賃金を100とした比率
—の表示は労働者が極端に少なく表示するのに適当でないため

2. 2026年春季賃上げ妥結状況

(1) 長野県産業労働部労働雇用課調べ(公表:2026年7月24日・最終報)

	妥結組合数	妥結平均額	賃上率	昨年妥結額	賃上率
卸売業・小売業	12	12,544円	4.42%	10,580円	3.81%
全産業	183	11,445円	4.08%	10,420円	3.83%
300人未満	102	9,576円	3.68%	8,683円	3.41%
300人以上	55	13,001円	4.29%	11,775円	4.14%
1000人以上	26	15,486円	4.94%	14,681円	4.61%

(2) 連合長野調べ(2026年7月30日現在、非製造業・企業規模別集計)

	組合数	組合平均	組合員数	組合員平均	25年 最終妥結実績
非製造業計	53	11,030円	12,361人	12,773円	10,705円
内300人以上	21	12,543円	10,040人	13,223円	12,779円
内100人以上	14	11,359円	1,845人	11,432円	11,419円
内99人以下	18	9,003円	476人	8,494円	8,037円

長野県各種小売業最低賃金対策委員会設置要綱

1. 本委員会の名称は、長野県各種小売業最低賃金対策委員会とします。
2. 本委員会は、長野県における各種商品小売業の特定最低賃金に関する労働組合の共同の取り組みを行います。
3. 本委員会は、本委員会の主旨に賛同する関係産業別組織及び関係単位労働組合と日本労働組合総連合会長野県連合会（略称：連合長野）で構成します。
4. 本委員会の運営は、次の通りとします。
 - (1) 本委員会は、UA ゼンセン長野県支部、連合長野の各組織から選出された委員により構成し運営します。
 - (2) 委員の互選により委員長を選出します。
 - (3) 事務局は、長野市県町532-3県労働会館内「連合長野」に置きます。
 - (4) 費用は発生の都度、分担し賄います。
5. その他必要な事項は、委員会において協議決定します。
6. 本要綱の施行は1988年 6月24日とします。

1990年	3月23日	一部改正
1997年	4月22日	一部改正
2003年	3月23日	一部改正
2009年	3月19日	一部改正
2013年	3月25日	一部改正

令和8年度 申出書審査結果表

特定最賃の種類		R8年度 適用使用 者数	R3年経済 センサス労働者数 A	R3年経済センサス労働者数の増減 人員数 B(注1)	除外者数 C(注1)	R8年度適用 対象者数 D (A+B-C)	3分の1の 人数 (切捨) E (D×1/3)	合意数			審査 査定人数	確定済の 合意数 F	申出 妥 当の有 無 E<F	疎明資 料の有 無	必要要 件具備 の有無	
計量器・測定器・分析機器・試験機、 医療用機械器具・医療用品、光学機 械器具・レンズ、電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具、時計・同部分品、眼鏡製 造業(注2)	(改正)	1,325	67,279	-357	8,015	58,907	19,635	労働協約	20	労組	11,592	0	11,592	有	有	有
								機関決定	37	労組	10,107	0	10,107			
								個別合意	0	事業所	0	0	0			
								計	57		21,699	0	21,699			
はん用機械器具、生産用機械器 具、業務用機械器具、自動車・同 附属品、船舶製造・修理業、船用 機関製造業(注2)	(改正)	1,732	54,908	-326	6,220	48,362	16,120	労働協約	8	労組	3,026	0	3,026	有	有	有
								機関決定	51	労組	16,298	0	16,298			
								個別合意	0	事業所	0	0	0			
								計	59		19,324	0	19,324			
各種商品小売業(注2)	(改正)	53	4,159	137	1,480	2,816	938	労働協約	2	労組	2,588	0	2,588	有	有	有
								機関決定	2	労組	1,604	0	91			
								個別合意		事業所		0	0			
								計	4		4,192	0	2,679			

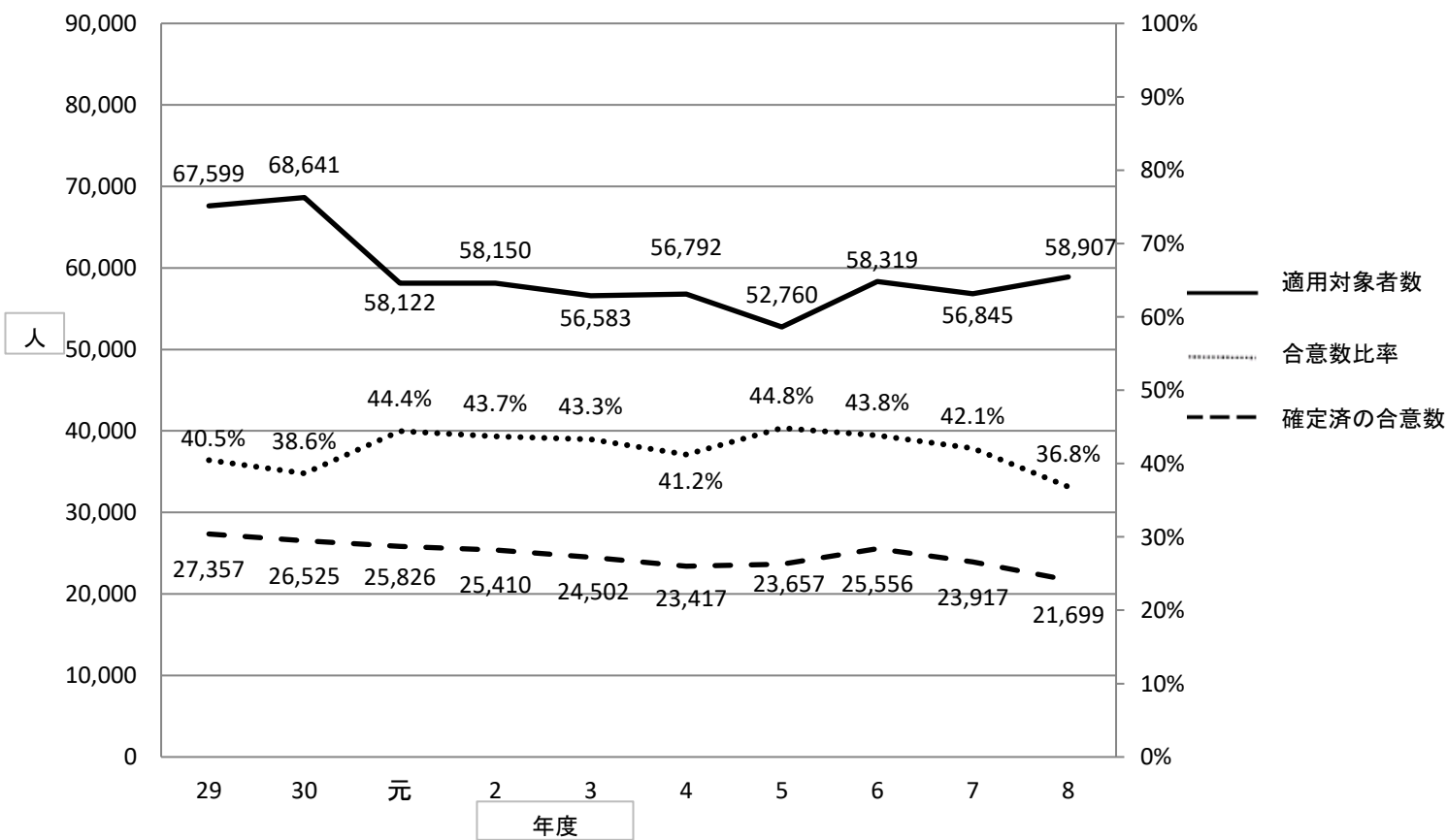
注1 Bはセンサスがまとめられた令和3年6月1日以降令和7年12月1日までの増減規模が10人以上の新規成立事業場及び倒産情報に基づき集計している。

Cは18歳未満又は65歳以上の者、雇い入れ後6月未満の者であって、技能修得中のもの、清掃又は片付け業務、手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務、手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務をする者。

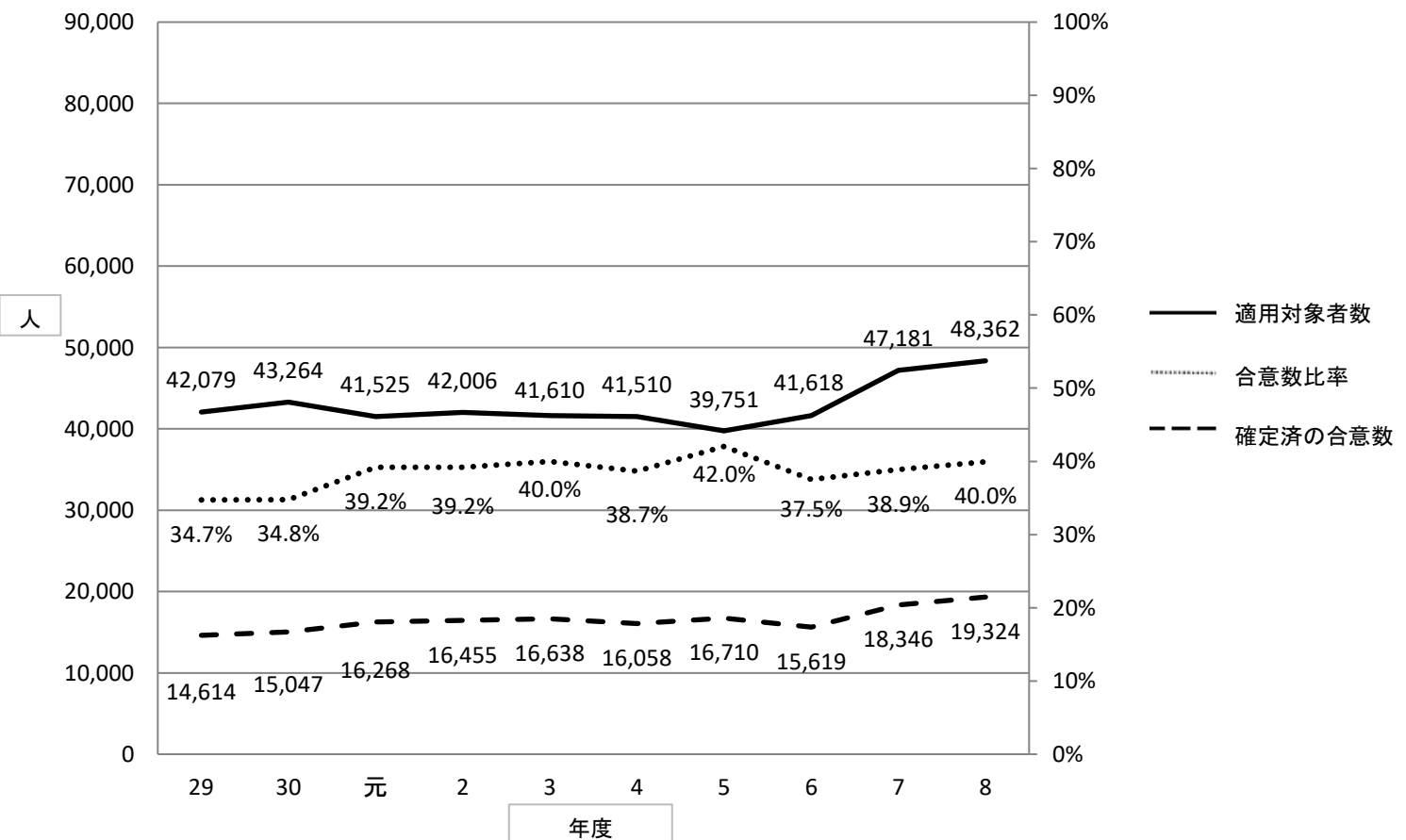
注2 計量器等製造業の労働協約による申出の最下限額は1,173円、はん用機械器具等製造業の同最下限額は1,194円、各種商品小売業の同申出の最下限額は1091円である。

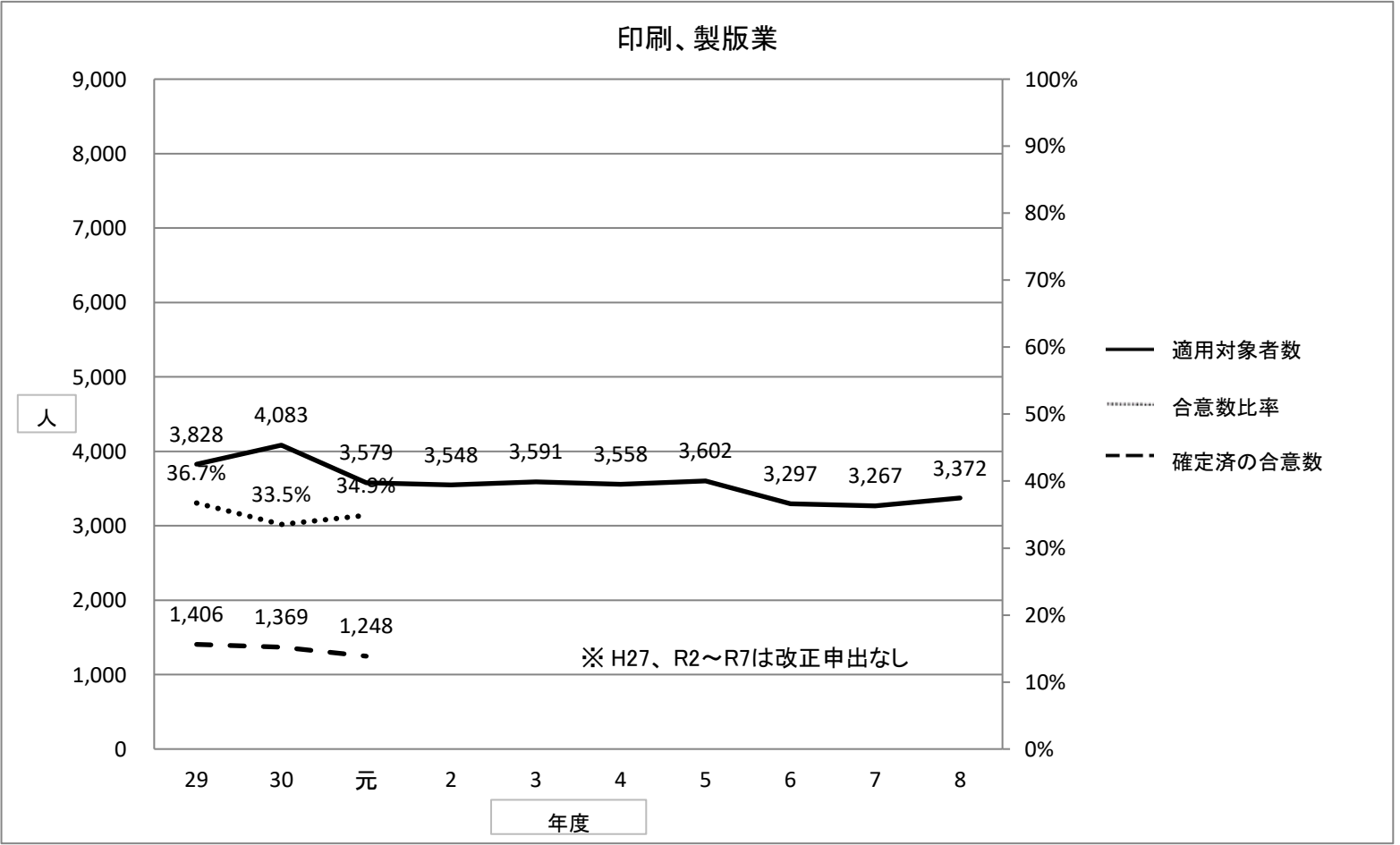
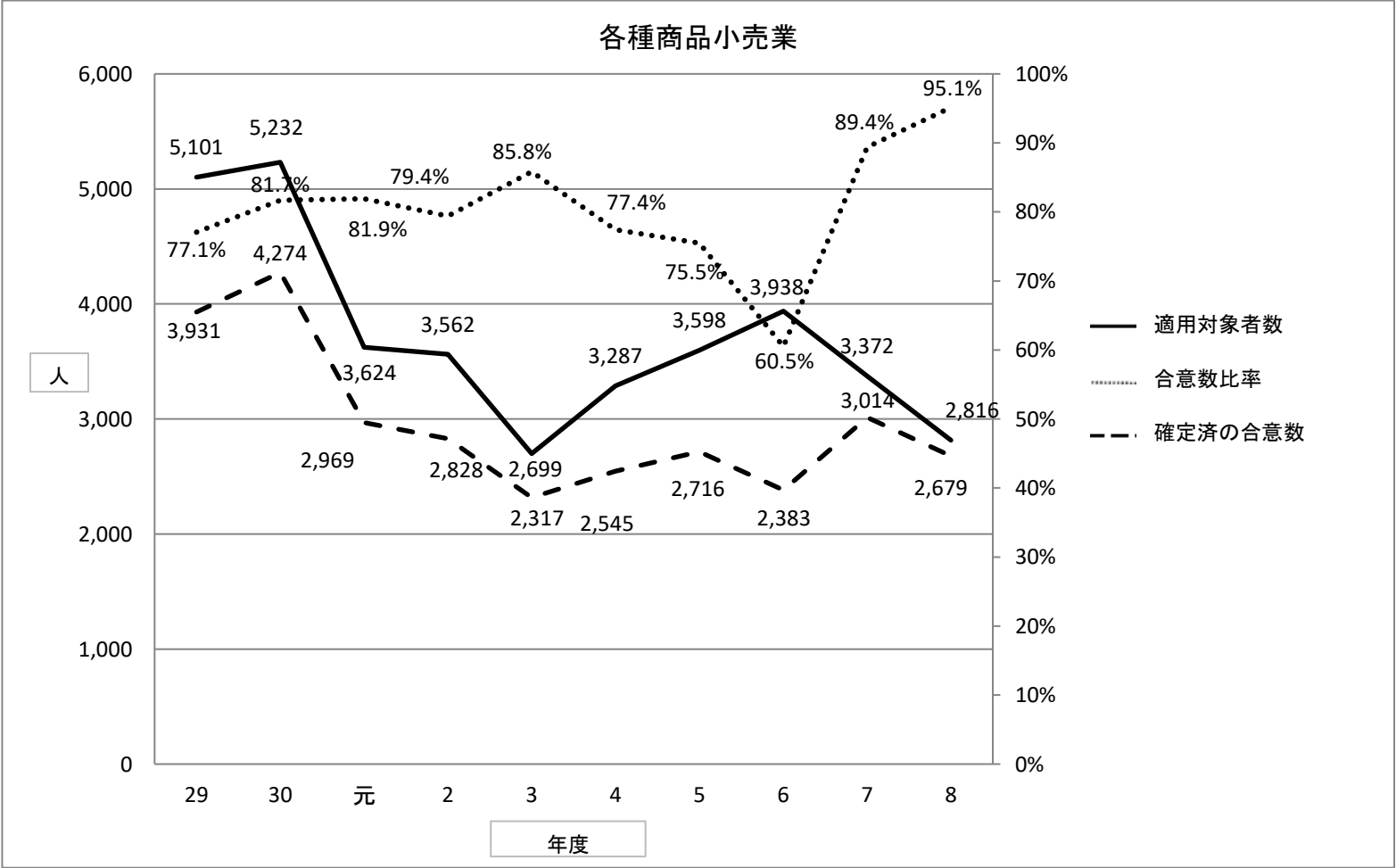
特定最低賃金の改正申出状況の推移
(平成29年度～令和8年度)

計量器・測定器・分析機器・試験機、医療機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス、
電子回路電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業



はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業





長野県における最低賃金額改定の推移(引上額等)

【表1】

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
長野県最低賃金	713	728	746	770	795	821	848	849	877	908	948	998	1,061	1,117
引上額	13	15	18	24	25	26	27	1	28	31	40	50	63	56
(目安額)	(12)	(15)	(18)	(24)	(25)	(26)	(27)	—	(28)	(31)	(40)	(50)	(63)	(56)
引上率	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	3.30	3.53	4.41	5.27	6.31	5.28
未満率	2.27	2.2	0.9	1.7	1.4	1.2	0.6	1.1	1.1	0.9	1.5	1.2	1.1	2.0
影響率	3.73	3.55	2.11	5.17	8.7	11.1	12.1	2.1	12.2	17.1	16.3	17.4	26.1	23.8

【表2】

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
計量器等最低賃金	798	810	823	837	854	872	892	894	916	945	983	1,032	1,095	
引上額	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49	63	
引上率	1.01	1.50	1.60	1.70	2.03	2.11	2.29	0.22	2.46	3.17	4.02	4.98	6.10	
未満率	9.1	7.4	9.6	11.8	11.3	11.8	10.2	11.6	4.7	5.8	8.6	7.3	8.4	
影響率	10.7	12.7	18.8	14.18	18.6	16.9	17.1	13.0	11.0	12.6	19.5	16.7	19.6	

【表3】

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
はん用機械器具等最低賃金	809	821	834	848	865	883	903	905	927	956	994	1,043	1,105	
引上額	8	12	13	14	17	18	20	2	22	29	38	49	62	
引上率	1.00	1.48	1.58	1.68	2.00	2.08	2.27	0.22	2.43	3.13	3.97	4.93	5.94	
未満率	6.3	4.5	1.8	6.2	7.5	9.7	7.8	8.8	5.3	4.4	6.3	8.5	4.5	
影響率	8.1	4.7	2.90	7.81	12.4	12.2	12.8	9.4	8.5	8.4	9.6	12.1	12.2	

【表4】

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
各種商品小売業最低賃金	763	773	786	800	817	835	855	857	879	910	950	950	950	
引上額	7	10	13	14	17	18	20	2	22	31	40	—	—	
引上率	0.93	1.31	1.68	1.78	2.13	2.20	2.40	0.23	2.57	3.53	4.40	—	—	
未満率	10.5	7.5	0.50	21.80	4.6	19.7	5.1	16.7	6.2	0.5	0.7	—	—	
影響率	18.5	24.4	1.20	24.88	15.1	27.7	9.0	16.7	16.8	39.4	29.3	—	—	

【表5】

年 度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
印刷、製版業最低賃金	747	747	747	781	809	827	850	850	850	850	850	850	850	
引上額	—	—	—	34	28	18	23	—	—	—	—	—	—	
引上率	—	—	—	4.55	3.59	2.22	2.78	—	—	—	—	—	—	
未満率	—	—	—	4.40	2.1	3.9	1.3	—	—	—	—	—	—	
影響率	—	—	—	8.99	7.4	7.8	6.4	—	—	—	—	—	—	

- 注：表1～5とも 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている。
 2 「影響率」とは、最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合をいう。
 3 「未満率」及び「影響率」は、各年度ごとに算出された数値をそのまま使用しています。
 4 引上額等の「—」は、当該年度に金額改定がないものです。

特定最低賃金について

- 地域別最低賃金が全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットであるのに対し、特定最低賃金は、特定の産業又は職業について、**関係労使のイニシアティブに基づき、地域別最低賃金に上乗せ**をするもの(※)。
(※)特定最低賃金が設定された場合でも、**使用者が、その雇用する労働者に対し、特定最低賃金を超える賃金を支払うことは禁じられていない。**
- **関係労使の申出に基づき、最低賃金審議会の調査審議を経て、地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた場合に決定**される。
- 令和8年4月1日現在、全国で223件設定(うち地域別最賃を上回るのは112件)。概ね都道府県の産業別に適用されており、全国単位のものは1件のみ(平成12年以降、改正されず)。

	特定最低賃金	地域別最低賃金
役割・機能	○ <u>労使の取組を補完するもの</u>	○ すべての労働者の賃金の最低限を保障する <u>セーフティネット</u>
適用対象	○ 産業又は職業ごとに適用 (実際は、概ね都道府県の産業別に適用されている)	○ 産業・職業を問わず <u>すべての労働者に適用</u> ○ 都道府県ごとに適用
決定方式	○ 関係労使の申出により新設、改正又は廃止 新設 : 対象労働者の <u>2分の1以上</u> の労働協約等 改正・廃止: 対象労働者の <u>3分の1以上</u> の労働協約等 ○ 新設、改廃を含め運用は労使のイニシアティブによる ¹²	○ 行政機関に決定を義務付け (全国各地域について必ず決定)

特定最低賃金の設定・改正・廃止の要件

- 特定最低賃金は労使のイニシアティブによる取組であり、**（１）（２）の２つの枠組みとすることや、新設・改正・廃止の要件等**については、いずれも**中央最低賃金審議会における労使の話し合いの下、両者の合意に基づき定められている。**
- 特定最低賃金は、一定規模の労働協約の締結等を要件としているため、**実際に設定されているものは、製造業など、労働組合の組織率が比較的高く交渉力がある産業（製造業）となる傾向がある。**地域別最低賃金の大幅な引上げが続く中、改正がなされず、**結果として地域別最低賃金を下回るものが近年増加**している。

（１）労働協約ケース：関係労使の間で、同種の「基幹的労働者」の相当数（原則として1,000人以上）に適用される賃金の最低額に関する合意（労働協約）がある場合

新しく決定する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の２分の１以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

改正・廃止する場合の申出の要件

- ① 基幹的労働者の概ね３分の１以上が労働協約の適用を受けること
- ② 労働協約の当事者の労働組合又は使用者の全部の合意により行われる申出であること

（２）公正競争ケース：事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について、最低賃金を設定することが必要である場合

新しく決定する場合の申出の要件

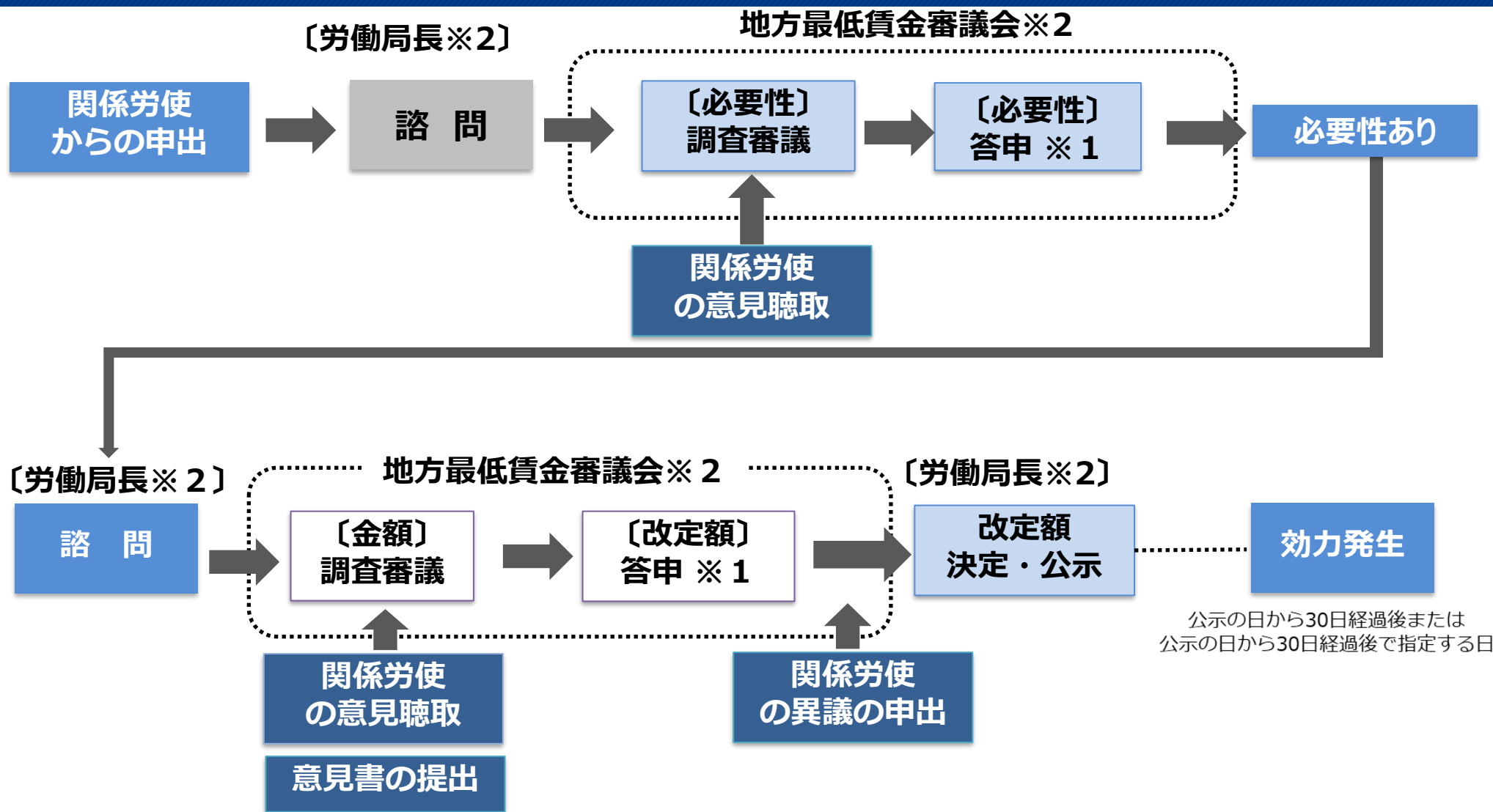
- 企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合（注）

改正・廃止する場合の申出の要件

- 適用される労働者又は使用者の概ね３分の１以上の合意による申出等

（注）「一般の産業では企業間に賃金格差は存在し、またその生ずる原因は多様。賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当ではない」、「競争関係の存在を前提にして、『より高いレベルでの公正競争』確保の必要性について、**13** 疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待」する旨、同じく労使合意で定められている。

特定最低賃金の決定・改正・廃止までの流れ

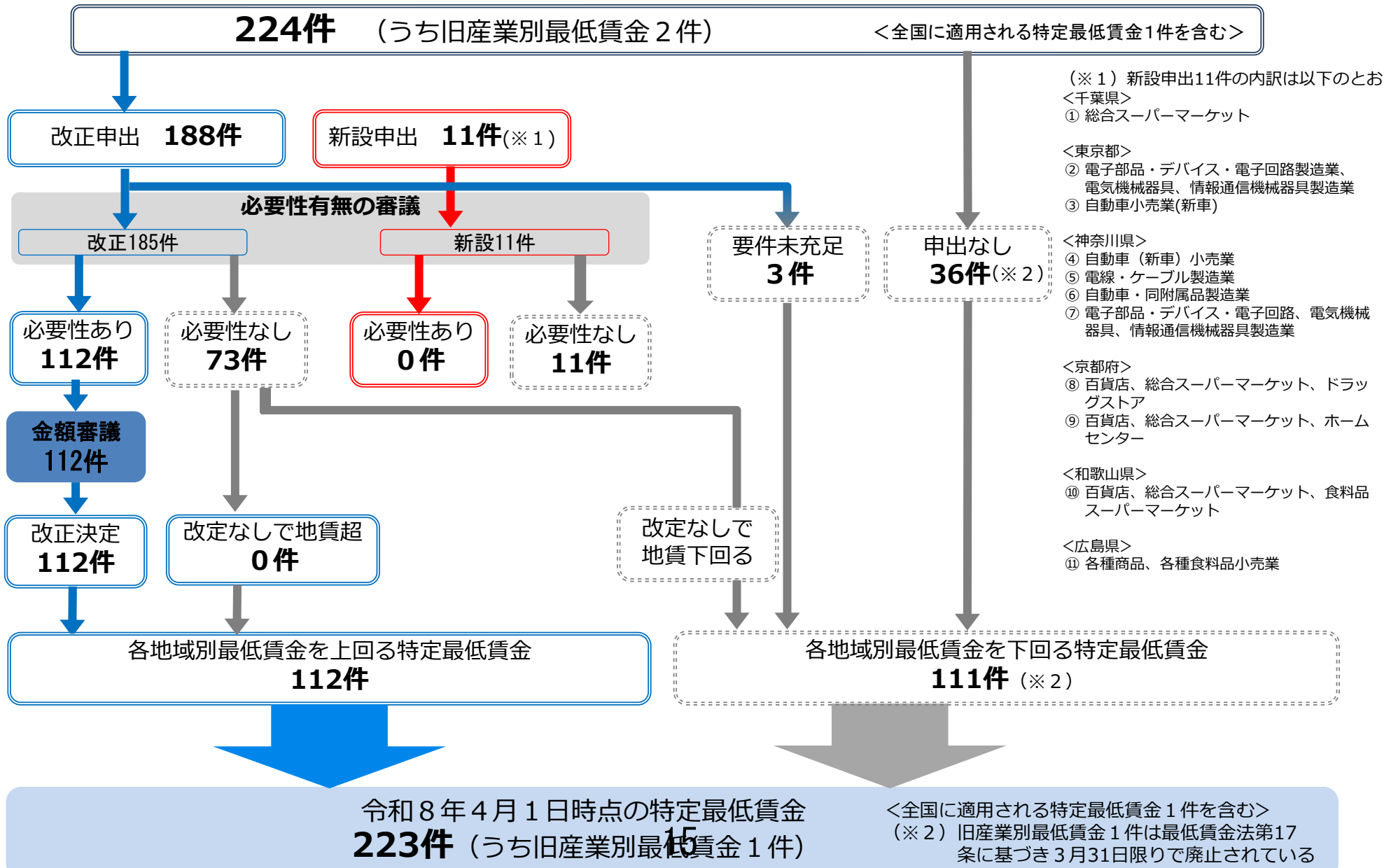


※1 特定最低賃金の決定・改正・廃止の**必要性**や、**金額審議**については、**全会一致の議決に至るよう努力**するものとされている（**労使合意による取り決め**）。

※2 特定最低賃金の適用区域が2以上の都道府県労働局の管轄区域にわたるものである場合は、労働局長は厚生労働大臣、地方最低賃金審議会中央最低賃金審議会に読み替える。

令和7年度の全国の特定最低賃金の審議・改正結果

令和7年4月時点の特定最低賃金



特定最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性の有無に関する調査審議の運営について①

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、特定最低賃金の決定等（決定、改正又は廃止のことをいう。以下同じ。）に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとされている。

実際の必要性の有無に関する調査審議に当たっては、以下を参考に、関係労使（当該産業を含めた関係労使）が参加することにより、より実質的な審議が行われることが期待されている。

新産業別最低賃金と旧産業別最低賃金

特定最低賃金は、昭和61年2月14日の中央最低賃金審議会の答申「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金等の転換等について」に基づき、特定の産業の関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から、その産業の基幹的労働者について地域別最低賃金より金額水準より高い最低賃金を必要と認めた場合に、その労使の申出により設定することとされた「新産業別最低賃金」と、同答申に基づき平成元年以降改正を行わないこととされた「旧産業別最低賃金」がある。

昭和61年3月31日付け基発第188号「今後の産業別最低賃金制度の運営について」

2 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性に関する決定

(1) 新産業別最低賃金の決定等の必要性についての諮問等

(略)

□ 上記イにより新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無について諮問を行った場合、その後の審議会の運営に当たっては特に次の点に留意するものとする。

(イ) 関係労使の意向や当該産業の実態等が十分反映されるよう関係労使の意見を必ず聴取すること。

また、必要に応じ審議会に各側委員から構成される小委員会等を設けるなど効率的な審議に努めること。

(ロ) 及び (ハ) (略)

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金に関する全員協議会報告」（平成10年12月10日中央最低賃金審議会了承）

2 運用面の改善について具体的な対応

(2) 産業別最低賃金の審議手続上の取扱いの改善

① 中小企業関係労使の意見の反映

産業別最低賃金の設定による影響を受けやすい中小企業関係労使の意見が十分に反映されるようにするため、審議会委員の選任や参考人の意見聴取に当たって、中小企業関係労使からの選任や当該産業の中小企業関係労使からの意見聴取に配慮すること。

「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告」（平成14年12月6日中央最低賃金審議会了承）

2 関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善

(1) 関係労使のイニシアティブ発揮による改善

① 関係労使当事者間の意思疎通

業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出について、関係労使が双方の意向を了知しておくことは、その後の円滑な審議にとって重要であるため、当該申出の意向表明後速やかに、関係労使当事者間の意思疎通を図ることとする。

この場合の意思疎通としては、関係労使当事者間において話し合いを持つことが望ましい。

なお、関係労使当事者とは、主として、労働協約締結当事者の使用者(使用者団体を含む。)又は労働組合、都道府県内における当該産業の関係労使団体などを指すものである。

② 関係労使の参加による必要性審議

産業別最低賃金の決定等の必要性の有無に関する調査審議(以下「必要性審議」という。)について、従来どおりの方法で行うか、当該産業の労使が入った場で行うかを、地方最低賃金審議会において、地域、産業の実情を踏まえつつ、検討することとする。

なお、必要性審議において、当該産業別最低賃金が適用される中小企業を含めた関係労使が参加することにより、より実質的な審議が行われることを期待するものである。

③ 金額審議における全会一致の議決に向けた努力

関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。

特定最低賃金の審議における労使イニシアティブの促進に向けた参考事例について

「改正の必要性なし」となったが、次年度の審議に向けて、該当産業の関係労使が参加した審議の調整をすることとなった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、データに基づく根拠（厳しい経営環境におかれる中小企業の負担感や、地域別最低賃金の大幅な上昇等によって地域別最低賃金に対する該当産業の賃金の優位性が認められないこと等）を示し、「改正の必要性なし」と主張。
- 審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、労働者側委員の提案を踏まえ、次年度における改正の必要性審議に向けて、該当産業の労使が新たに参加する方向で調整を行っている。

労働者側委員が、使用者側の意見を踏まえた審議を行う旨を表明した結果、使用者側委員が意向を変更し「改正の必要性あり」となった事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、業界を取り巻く環境の厳しさを理由に当初「必要性なし」と主張。
使用者側参考人の意見陳述を聞いた労働者側委員から「使用者側の状況、産業界の状況を踏まえた金額審議を行う」との回答があったため、使用者側委員は意向を変更し「改正の必要性あり」とした。
- 次年度の審議運営について検討を行った結果、審議日数を十分確保するとともに、産業界の意見が反映されるよう産業界代表からの意見提出に加え、意見聴取も実施することとなった。

（注）参考事例は、令和6年度の地方最低賃金審議会の審議等の実態をもとに労働基準局賃金課にて作成。

関係労使当事者間の意思疎通を図るために、審議前の勉強会の実施や運営に関する議論を行っている事例

- 労働者側委員は、産業の魅力向上や人材確保の観点から「改正の必要性あり」と主張。使用者側委員は、地域別最低賃金が過去最高の上昇であることを踏まえ「改正の必要性なし」と主張。
審議の結果、「改正の必要性なし」となったものの、審議の場において、公益委員から「特定最低賃金が労使のイニシアティブによって決定等する」という制度趣旨を改めて説明した上で、労働者側委員・使用者側委員に対し、根拠を示して主張を行うよう働きかけを行っている。
- 第1回専門部会開催前に勉強会を実施し、特定最低賃金について理解を深めている。また、運営委員会において、特定最低賃金の運営の在り方に関する議論を行っている。

双方の主張の歩み寄りや次年度につながる調整が十分に行われていない事例

- 使用者側委員は、改正決定の必要性の有無の審議において、労働者側委員の「必要性あり」との主張に対し、地域別最低賃金がか数年急激に上昇していることを理由に「改正の必要性なし」と主張。
- 使用者側委員から、経営環境やこういった状況であれば「改正の必要性あり」となり得るのかといった具体的な説明がなく、審議が終了している。

令和 7 年度に新たに地域別最低賃金額未満となった特定最低賃金①

都道府県	地域別 最 賃	業 種	時間額	効力 発生日
青 森	1,029	百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業	956 (※)	R6.12.21
青 森	1,029	自動車小売業	963 (※)	R6.12.21
山 形	1,032	自動車整備業	1,017 (※)	R6.12.25
福 島	1,033	非鉄金属製造業	996 (※)	R7.1.4
福 島	1,033	輸送用機械器具製造業	1,005 (※)	R6.12.21
新 潟	1,050	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,005 (※)	R5.12.27
富 山	1,062	玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	1,035 (※)	R6.12.27
富 山	1,062	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,002 (※)	R6.12.26
富 山	1,062	百貨店、総合スーパーマーケット	1,003 (※)	R6.12.26
岐 阜	1,065	航空機・同附属品製造業	1,049 (※)	R6.12.21
静 岡	1,097	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,042 (※)	R6.12.21
三 重	1,087	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,031 (※)	R6.12.21

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和 7 年度に新たに地域別最低賃金未満となった特定最低賃金②

都道府県	地域別 最 賃	業 種	時間額	効力 発生日
京 都	1,122	輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	1,076 (※)	R7.1.19
鳥 取	1,030	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	963 (※)	R6.12.19
広 島	1,085	建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	1,052 (※)	R7.2.21
広 島	1,085	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,070 (※)	R6.12.31
広 島	1,085	船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,080 (※)	R7.2.21
広 島	1,085	自動車小売業	1,038 (※)	R7.2.21
山 口	1,043	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,032 (※)	R6.12.15
山 口	1,043	百貨店、総合スーパーマーケット	1,000 (※)	R6.12.15
佐 賀	1,030	陶磁器・同関連製品製造業	957 (※)	R6.12.21
佐 賀	1,030	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	1,010 (※)	R6.12.20
佐 賀	1,030	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同附属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	996 (※)	R6.12.19

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。